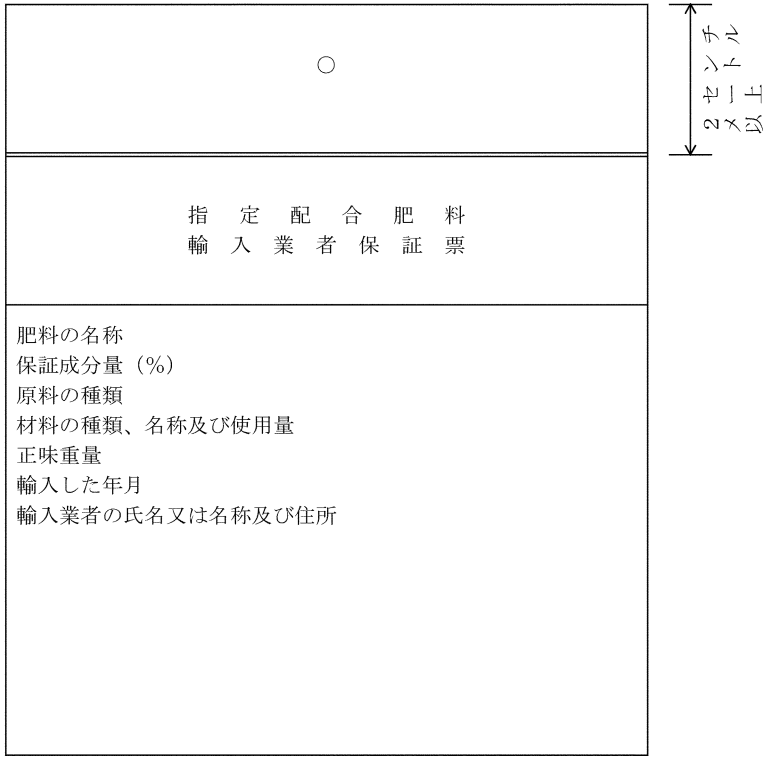
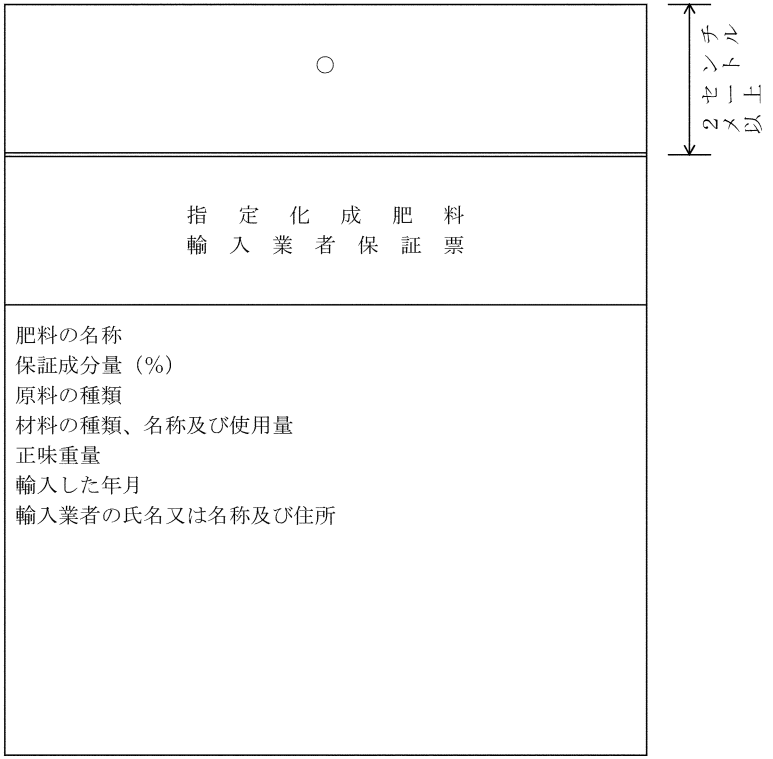
（ニ）第11条第８項第２号に規定する指定配合肥料の場合




備考　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで、第８号及び第10号の規定は、指定配合肥料輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号（イ）の備考第８号中「「生産した年月」」とあるのは「「輸入した年月」」と、「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。

（ホ）第11条第８項第４号に規定する指定化成肥料の場合




備考　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで、第８号及び第10号の規定は、指定化成肥料輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号（イ）の備考第８号中「「生産した年月」」とあるのは「「輸入した年月」」と、「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。